

○上越市就学援助費支給規則

平成19年3月30日

規則第36号

改正 平成20年3月31日規則第26号

平成21年12月22日規則第62号

平成23年3月31日規則第23号

平成23年7月25日規則第42号

平成25年3月28日規則第15号

平成25年12月5日規則第49号

平成26年8月20日規則第30号

平成28年3月23日規則第18号

平成28年3月30日規則第24号

平成28年12月28日規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う必要な援助に関し必要な事項を定めるものとする。

(援助の方法)

第2条 前条の援助は、金銭の支給により行うものとする。

(支給対象者)

第3条 前条の金銭（以下「援助費」という。）の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、次項各号のいずれかの世帯に属するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で、小学校に通学する児童又は中学校若しくは中等教育学校（前期課程）に通学する生徒と同居している保護者
- (2) 本市の区域内に居住する者のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するストーカー行為その他特別な事情により本市の区域内に住所を有しないもので、上越市立の小学校に通学する児童又は上越市立の中学校に通学する生徒と同居している保護者
- (3) 本市の区域外に住所を有する者で、上越市立の小学校に通学する児童又は上越市立

の中学校に通学する生徒と同居している保護者

2 前項に規定する世帯は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯
- (2) 次条第1項の規定により援助費の支給を受けようとする年度において、次のいずれかの措置を受けた世帯
 - ア 生活保護法第26条に規定する保護の停止
 - イ 上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号。以下「税条例」という。）第15条又は住所を有する他の市町村の条例の規定による世帯員全員の市町村民税の非課税措置
 - ウ 税条例第47条又は住所を有する他の市町村の条例の規定による世帯員全員の市町村民税の減免
- (3) 世帯員全員の前年所得の合計額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計額の1.3倍以下の世帯
- (4) その他市長が援助を必要と認める世帯
（交付申請等）

第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上越市就学援助費支給認定申請書（兼承諾書・兼委任状）（第1号様式）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出は、毎年度4月に行うものとする。ただし、転校その他やむを得ない事情がある場合については、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、援助費の支給の認定の可否を決定したときは、上越市就学援助費支給／認定／却下／通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（対象費用）

第5条 援助費の支給は、次の各号に掲げる前条第1項の規定により認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）の区分に応じ、保護者が負担すべき当該各号に定める費用（生活保護法の規定による保護又は他の市町村からの支援を受けている世帯にあつては、当該保護等を受けている費用を除く。）を対象とする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる保護者 次に掲げる費用

ア 学用品費

イ 新入学児童・生徒学用品費（第1学年の児童又は生徒の保護者のうち、4月に認定を受けた保護者が要する費用に限る。以下同じ。）

ウ 体育の実技に使用するスキー用具（以下「体育実技用スキー用具」という。）の購入費（クロスカンリースキー用具にあつては授業で5時間以上、アルペンスキー用具にあつてはスキー場以外の授業で3時間以上及びスキー場での授業で1回以上使用するものの購入費に限る。）若しくはレンタル費又は体育の実技に使用するスケート用具（以下「体育実技用スケート用具」という。）のレンタル費

エ 中学校の体育の実技に使用する剣道の竹刀（以下「体育実技用剣道竹刀」という。）の購入費

オ 修学旅行費

カ 学校給食費（上越市立の小学校に通学する児童又は上越市立の中学校に通学する生徒の保護者が要する費用に限る。以下同じ。）

キ 通学費（児童にあつては4キロメートル以上の距離、生徒にあつては6キロメートル以上の距離を通学する者で、通学のため公共交通機関の利用が必要となるもの（自己の都合により校区外通学許可又は区域外通学許可を得て通学をしている者を除く。）の最も経済的な経路及び方法による公共交通機関の利用に要する費用に限る。以下同じ。）

ク 児童会費又は生徒会費（学級費及びクラス会費を含む。以下「児童会費等」という。）

ケ PTA会費

コ 災害共済費（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付に係る共済掛金（免責特約に係る掛金を除く。）をいい、上越市立の小学校に通学する児童又は上越市立の中学校に通学する生徒の保護者が要する費用に限る。以下同じ。）

サ その他市長が援助を必要と認める費用

(2) 第3条第1項第3号に掲げる保護者 次に掲げる費用

ア 前号カに掲げる費用

イ その他市長が援助を必要と認める費用

(援助費の額等)

第6条 援助費の額及び支給回数等は、前条各号に掲げる費用（以下「援助費目」という。）の区分ごとに別表に定めるとおりとする。

(援助費の支給)

第7条 市長は、保護者に対して、次の各号に掲げる援助費目の区分に応じ、当該各号に定める方法により援助費を支給するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める方法により援助費を支給することができる。

(1) 学用品費 次のとおりとする。

ア 児童の保護者 第1学期末にあつては3,820円を、第2学期末及び第3学期末にあつては3,800円を支給する。

イ 生徒の保護者 学期末ごとに7,440円を支給する。

(2) 新入学児童・生徒学用品費 第1学期末に支給する。

(3) 体育実技用スキー用具の購入費又はレンタル費、体育実技用スケート用具のレンタル費、体育実技用剣道竹刀の購入費、修学旅行費及び学校給食費 保護者が保護する児童又は生徒が通学する小学校又は中学校の校長からの実績報告を受けて、その都度、当該実績に応じた額を支給する。

(4) 通学費 保護者からの公共交通機関の定期券の写しの提出を受けて、学期末ごとに当該定期券の価額を支給する。

(5) 児童会費等 次のとおりとする。ただし、次に掲げる区分に応じ、次に定める額が保護者が負担する児童会費等の額を超える場合にあつては、当該児童会費等の額とする。

ア 児童の保護者 第1学期末にあつては1,530円を、第2学期末及び第3学期末にあつては1,520円を支給する。

イ 生徒の保護者 第1学期末にあつては1,830円を、第2学期末及び第3学期末にあつては1,810円を支給する。

(6) PTA会費 次のとおりとする。ただし、次に掲げる区分に応じ、次に定める額が保護者が負担するPTA会費の額を超える場合にあつては、当該PTA会費の額とする。

ア 児童の保護者 第1学期末にあつては1,140円を、第2学期末及び第3学期末にあつては1,120円を支給する。

イ 生徒の保護者 第1学期末にあつては1,410円を、第2学期末及び第3学期末にあつては1,390円を支給する。

(7) 災害共済費 第1学期末に460円を支給する。ただし、保護者が負担する災害共済費の額を超える場合にあつては、当該災害共済費の額とする。

(8) その他市長が援助を必要と認める費用 市長が別に定める方法により支給する。

(4月以外の月に認定を受けた保護者に対する支給等の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、第4条第2項ただし書の規定に基づき4月以外の月に

申請書を提出し、認定を受けた保護者に対する援助費の額及び支給回数等については、市長が別に定める。

(受領委任)

第9条 保護者は、援助費の受領を当該保護者が保護する児童又は生徒が在籍する小学校又は中学校の校長に委任することができる。

(変更の届出)

第10条 保護者は、第4条第1項の規定により提出した上越市就学援助費支給認定申請書(兼承諾書・兼委任状)(第1号様式)に記載した事項に変更があったときは、速やかに上越市就学援助費支給認定申請書(兼承諾書・兼委任状)記載事項変更届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第11条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、援助費の支給を停止し、又は支給した援助費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則(平成23年規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市準要保護児童生徒援助費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給を認定する援助費について適用し、同日前に支給を認定した援助費については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年規則第42号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市就学援助費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給を認定する援助費について適用し、同日前に支給を認定した援助費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市準要保護児童生徒援助費支給規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市就学援助費支給規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則 (平成25年規則第49号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第7条及び別表の規定は、平成26年度以後の年度分の援助費の支給について適用し、平成25年度分までの援助費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市保育料の徴収に関する規則、第2条の規定による改正前の上越市都市公園条例施行規則、第4条の規定による改正前の上越市市税条例施行規則、第5条の規定による改正前の上越市道路占用規則、第6条の規定による改正前の上越市営住宅条例施行規則、第7条の規定による改正前の上越市露店市場管理規則、第8条の規定による改正前の上越市斎場規則、第9条の規定による改正前の上越市市税滞納処分に関する規則、第10条の規定による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第11条の規定による改正前の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第15条の規定による改正前の上越市立地域保育園管理規則、第16条の規定による改正前の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第17条の規定による改正前の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第18条の規定による改正前の上越市国民健康保険税条例施行規則、第19条の規定による改正前の上越市農業研修センター芙蓉荘^{ふよう}条例施行規則、第20条の規定による改正前の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第21条の規定による改正前の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第22条の規定による改正前の上越市老人福祉法施行規則、第23条の規定による改正前の上越市老人憩の家条例施行規則、第24条の規定による改正前の上越市保健センター条例施行規則、第25条の規定による改正前の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第26条の規定による改正前の上越市ファームセンター条例施行規則、第27条の規定による改正前の上越市企業振興条例施行規則、第28条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則、第29条の規定による改正前の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第30条の規定による改正前の上越市下水道条例施行規則、第31条の規定による改正前の上越市レインボーセンター条例施行規則、第32条の規定による改正前の上越市ゲートボール場条例施行規則、第33条の規定による改正前の上越市観光物産センター条例施行規則、第34条の規定による改正前の上越市ラーバンセンタ

一条例施行規則、第36条の規定による改正前の上越市身体障害者福祉法施行細則、第37条の規定による改正前の高田城三重^{やぐら}櫓条例施行規則、第38条の規定による改正前の旧師団長官舎条例施行規則、第39条の規定による改正前の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第41条の規定による改正前の上越市シニアセンター条例施行規則、第42条の規定による改正前の上越市^{がん}雁木通りプラザ条例施行規則、第43条の規定による改正前の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第44条の規定による改正前の上越市グループハウス条例施行規則、第45条の規定による改正前の上越市知的障害者福祉法施行細則、第46条の規定による改正前の上越市介護保険条例施行規則、第47条の規定による改正前の上越市景観条例施行規則、第48条の規定による改正前の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第49条の規定による改正前の上越市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の上越市地球環境学校条例施行規則、第51条の規定による改正前の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第52条の規定による改正前の上越市市民の森条例施行規則、第53条の規定による改正前の上越市児童手当法施行細則、第54条の規定による改正前の上越市児童福祉法施行細則、第55条の規定による改正前の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第56条の規定による改正前の上越市道路工事施工承認規則、第57条の規定による改正前の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第58条の規定による改正前の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第59条の規定による改正前の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第60条の規定による改正前の上越市児童遊園条例施行規則、第61条の規定による改正前の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第62条の規定による改正前の上越市就業改善センター条例施行規則、第63条の規定による改正前の直峰城跡条例施行規則、第64条の規定による改正前の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第65条の規定による改正前の上越市大島大山広場条例施行規則、第66条の規定による改正前の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第67条の規定による改正前の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第68条の規定による改正前の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第69条の規定による改正前の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第70条の規定による改正前の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第71条の規定による改正前の上越市大島農業実習交流センター条例施行規則、第72条の規定による改正前の坂口記念館条例施行規則、第73条の規定による改正前の上越市霊園条例施行規則、第74条の規定による改正前の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第75条

の規定による改正前の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第76条の規定による改正前の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第77条の規定による改正前の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第78条の規定による改正前の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第79条の規定による改正前の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第80条の規定による改正前の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第81条の規定による改正前の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第82条の規定による改正前の上越市田舎屋条例施行規則、第83条の規定による改正前の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第84条の規定による改正前の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第85条の規定による改正前の上越市吉川多目的集会場条例施行規則、第86条の規定による改正前の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第87条の規定による改正前の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第88条の規定による改正前の上越市ろばた館条例施行規則、第89条の規定による改正前の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第90条の規定による改正前の上越市清掃施設条例施行規則、第91条の規定による改正前の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第93条の規定による改正前の小川未明文学館条例施行規則、第94条の規定による改正前の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第95条の規定による改正前の上越市テレビ共同受信施設条例施行規則、第96条の規定による改正前の上越市高田駅前コミュニティルーム条例施行規則、第97条の規定による改正前の上越市煙火消費許可等に関する規則、第98条の規定による改正前の上越市就学援助費支給規則、第99条の規定による改正前の上越市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第100条の規定による改正前の上越市町家交流館高田小町条例施行規則、第101条の規定による改正前の上越市自然環境保全条例施行規則、第102条の規定による改正前の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第103条の規定による改正前の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第104条の規定による改正前の上越市市民投票条例施行規則、第105条の規定による改正前の上越市くびきの森公園条例施行規則、第106条の規定による改正前の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務取扱規則、第107条の規定による改正前の直江津屋台会館条例施行規則、第108条の規定による改正前の上越市たにはま公園条例施行規則、第109条の規定による改正前の上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第110条の規定による改正前の上越市ミューゼ雪小町条例施行規則、第111条の規定による改正前の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第112条の規定による改正前の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に

関する条例施行規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市保育料の徴収に関する規則、第2条の規定による改正後の上越市都市公園条例施行規則、第4条の規定による改正後の上越市市税条例施行規則、第5条の規定による改正後の上越市道路占用規則、第6条の規定による改正後の上越市営住宅条例施行規則、第7条の規定による改正後の上越市露店市場管理規則、第8条の規定による改正後の上越市斎場規則、第9条の規定による改正後の上越市市税滞納処分に関する規則、第10条の規定による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第11条の規定による改正後の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第12条の規定による改正後の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第13条の規定による改正後の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第14条の規定による改正後の土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第15条の規定による改正後の上越市立地域保育園管理規則、第16条の規定による改正後の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第17条の規定による改正後の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第18条の規定による改正後の上越市国民健康保険税条例施行規則、第19条の規定による改正後の上越市農業研修センター芙蓉荘^{ふよう}条例施行規則、第20条の規定による改正後の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第21条の規定による改正後の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第22条の規定による改正後の上越市老人福祉法施行規則、第23条の規定による改正後の上越市老人憩の家条例施行規則、第24条の規定による改正後の上越市保健センター条例施行規則、第25条の規定による改正後の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第26条の規定による改正後の上越市ファームセンター条例施行規則、第27条の規定による改正後の上越市企業振興条例施行規則、第28条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則、第29条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第30条の規定による改正後の上越市下水道条例施行規則、第31条の規定による改正後の上越市レインボーセンター条例施行規則、第32条の規定による改正後の上越市ゲートボール場条例施行規則、第33条の規定による改正後の上越観光物産センター条例施行規則、第34条の規定による改正後の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第36条の規定による改正後の上越市身体障害者福祉法施行細則、第37条の規定による改正後の高田城三重櫓^{やぐら}条例施行規則、第38条の規定による改正後の旧師団長官舎条例施行規則、第39条の規定による改正後の上

越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第40条の規定による改正後の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第41条の規定による改正後の上越市シニアセンター条例施行規則、第42条の規定による改正後の上越市^{がん}雁木通りプラザ条例施行規則、第43条の規定による改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第44条の規定による改正後の上越市グループハウス条例施行規則、第45条の規定による改正後の上越市知的障害者福祉法施行細則、第46条の規定による改正後の上越市介護保険条例施行規則、第47条の規定による改正後の上越市景観条例施行規則、第48条の規定による改正後の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第49条の規定による改正後の上越市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、第50条の規定による改正後の上越市地球環境学校条例施行規則、第51条の規定による改正後の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第52条の規定による改正後の上越市市民の森条例施行規則、第53条の規定による改正後の上越市児童手当法施行細則、第54条の規定による改正後の上越市児童福祉法施行細則、第55条の規定による改正後の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第56条の規定による改正後の上越市道路工事施工承認規則、第57条の規定による改正後の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第58条の規定による改正後の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第59条の規定による改正後の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第60条の規定による改正後の上越市児童遊園条例施行規則、第61条の規定による改正後の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第62条の規定による改正後の上越市就業改善センター条例施行規則、第63条の規定による改正後の直峰城跡条例施行規則、第64条の規定による改正後の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第65条の規定による改正後の上越市大島大山広場条例施行規則、第66条の規定による改正後の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第67条の規定による改正後の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第68条の規定による改正後の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第69条の規定による改正後の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第70条の規定による改正後の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第71条の規定による改正後の上越市大島農業実習交流センター条例施行規則、第72条の規定による改正後の坂口記念館条例施行規則、第73条の規定による改正後の上越市霊園条例施行規則、第74条の規定による改正後の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第75条の規定による改正後の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第76条の規定による改正後の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第77条の規定による改正後の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第78条の規

定による改正後の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第79条の規定による改正後の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第80条の規定による改正後の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第81条の規定による改正後の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第82条の規定による改正後の上越市田舎屋条例施行規則、第83条の規定による改正後の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第84条の規定による改正後の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第85条の規定による改正後の上越市吉川多目的集会場条例施行規則、第86条の規定による改正後の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第87条の規定による改正後の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第88条の規定による改正後の上越市ろばた館条例施行規則、第89条の規定による改正後の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第90条の規定による改正後の上越市清掃施設条例施行規則、第91条の規定による改正後の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第93条の規定による改正後の小川未明文学館条例施行規則、第94条の規定による改正後の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第95条の規定による改正後の上越市テレビ共同受信施設条例施行規則、第96条の規定による改正後の上越市高田駅前コミュニティルーム条例施行規則、第97条の規定による改正後の上越市煙火消費許可等に関する規則、第98条の規定による改正後の上越市就学援助費支給規則、第99条の規定による改正後の上越市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第100条の規定による改正後の上越市町家交流館高田小町条例施行規則、第101条の規定による改正後の上越市自然環境保全条例施行規則、第102条の規定による改正後の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第103条の規定による改正後の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第104条の規定による改正後の上越市市民投票条例施行規則、第105条の規定による改正後の上越市くびきの森公園条例施行規則、第106条の規定による改正後の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務取扱規則、第107条の規定による改正後の直江津屋台会館条例施行規則、第108条の規定による改正後の上越市たにはま公園条例施行規則、第109条の規定による改正後の上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第110条の規定による改正後の上越市ミュージゼ雪小町条例施行規則、第111条の規定による改正後の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第112条の規定による改正後の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成28年規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則 (平成28年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年度以後の年度分の援助費の支給について適用し、平成27年度分までの援助費の支給については、なお従前の例による。

別表 (第6条関係)

援助費目	援助費の額 (1学年につき)		支給回数等
	児童の保護者	生徒の保護者	
学用品費	11,420円	22,320円	1学年につき3回
新入学児童・生徒学用品費	20,470円	23,550円	小学校及び中学校の入学につきそれぞれ1回
体育実技用 スキー用具 の購入費	クロスカン トリースキ ー用具 26,020円以内	37,340円以内	児童の保護者にあつては第1学年から第3学年までの期間及び第4学年から第6学年までの期間につきそれぞれ1回、生徒の保護者にあつては中学校の在籍期間につき1回
	アルペン スキー用具 26,020円以内	37,340円以内	児童の保護者にあつては第1学年から第3学年までの期間及び

				第4学年から第6学年までの期間につきそれぞれ1回、生徒の保護者にあつては中学校の在籍期間につき1回
体育実技用スキー用具及び体育実技用スケート用具のレンタル費	26,020円以内	37,340円以内		必要の都度
体育実技用剣道竹刀の購入費		2,300円以内		中学校の在籍期間につき1回
修学旅行費	21,490円以内	57,590円以内		小学校及び中学校の在籍期間につきそれぞれ1回
学校給食費	上越市学校給食費徴収規則（昭和48年上越市教育委員会規則第14号）第2条に規定する月額に基づき算定された額。ただし、学校の都合により給食を休止する期間があるときは、当該期間を含んで算定された額			1学年につき3回。ただし、第9条の規定により援助費の受領を校長に委任する場合は、市長が別に定める回数
通学費	公共交通機関の利用に要する費用の価額			1学年につき3回
児童会費等	4,570円以内	5,450円以内		1学年につき3回
PTA会費	3,380円以内	4,190円以内		1学年につき3回
災害共済費	460円以内			1学年につき1回
その他市長が援助を必要と認める費用	市長が援助を必要と認める額			必要の都度

第1号様式（第4条関係）

上越市就学援助費支給認定申請書（兼承諾書・兼委任状）

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市就学援助費の支給の認定を申請します。

なお、援助費の支給審査のため、学校教育課の職員が私及び私の世帯員の住民基本台帳の記録及び市民税の課税状況を確認することを承諾します。

申請者	住所	〒		児童生徒	学校名	学校
	フリガナ				学年	年 組
	氏名	④			フリガナ	
	電話番号				氏名	
				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
世帯状況	氏名	続柄 (児童生徒を本人として記入)	生年月日	年齢 (4月1日現在)	学校名 (小学校又は中学校の場合のみ記入)	職業
		児童生徒本人				/
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※ 申請日において住民票に記載されている世帯員全員について記入してください。						
申請理由 (該当する番号に○を付けてください。)	1 生活保護を受けている。 2 生活保護が停止され、又は廃止されたが、生活が困難である。 3 世帯員全員が市町村民税非課税である、又は減免措置を受けている。 4 収入が少なく、学校への支払などに苦慮している（3に該当する場合を除く。）。 5 離職等により収入がなくなったため、生計維持が困難である（4に該当する場合を除く。）。 6 その他（ ） ※ 5に該当する場合は、雇用保険受給者証の写し、離職前の給与明細の写しその他の直近の所得の状況が分かる書類を添付してください。					
住宅が持家以外の場合の家賃 (家賃が発生していない場合は記入不要)	月額 円 ※ 契約書の写し（又は家賃額が証明できる書類）を添付してください。 なお、所得額が基準を上回る場合は、家賃額を所得額から差し引きします。					
口座情報 (申請者と同じ名義人の口座情報を記入)	金融機関名	種類	口座番号	口座名義人		
	銀行 支店 信金・労金 営業部 農協 出張所	普通		フリガナ	氏名	

○学校給食費の受領委任欄

学校給食費の受領を児童生徒の在籍する学校の校長に委任します。

年 月 日

委任者（申請者）氏 名 _____ ㊟

○学校給食費以外の援助費の受領委任欄

学用品費等の学校給食費以外の援助費目に係る学校へ納付すべき費用に滞納が生じた場合は、当該援助費の受領を児童生徒の在籍する学校の校長に委任します。

年 月 日

委任者（申請者）氏 名 _____ ㊟

第2号様式(第4条関係)

認定
上越市就学援助費支給 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付けで申請のあった上越市就学援助費の支給について、次の
と お り 認 定
したので通知します。

理由により申請を却下

認定	児童・生徒	学 校 名	学 校 第 学 年 組
		氏 名	
	備 考		
却下	理 由		

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3号様式(第10条関係)

上越市就学援助費支給認定申請書記載事項変更届

年 月 日

(宛先)上越市長

住 所
氏 名
電話番号



次のとおり変更したので届け出ます。

児童・生徒	学 校 名	学 校 第 学 年 組
	氏 名	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第1号様式 (第4条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第10条関係)